

公表されている他の保険者の処分事例の紹介

本資料では、他自治体における近年の行政処分事例を掲載しております。

各事業者におかれましては、以下の事例を参考に運営体制の再確認をお願い致します。

1指定取消案件

①	サービス種別	訪問介護	
	処分事由	①虚偽報告	監査において、勤務実態がないにもかかわらず勤務していることを装うために虚偽のサービス提供記録、従業員の出退勤記録、給料支払明細書等を作成し、市へ報告を行った。
		②不正の手段による指定	新規指定申請において、実際には当該事業所において勤務する予定のない者の名義を使用し、訪問介護員として記載した「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を市に提出し、不正の手段により指定を受けた。
		③人員基準違反	監査着手時までの間、継続して訪問介護員の員数が常勤換算方法で2.5人以上を満たしていなかった。

②	サービス種別	訪問介護	
	処分事由	①不正請求	当該事業所において、当該事業所において、同一時間帯に同一の訪問介護員が複数の利用者にサービス提供を行った記録がある等、サービスを提供したことが確認できないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領していた。
		②人格尊重義務違反	当該事業所の利用者に対し、緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う場合による手続きも経ることなく高齢者の行動を制限する身体的拘束を行い、高齢者の人格を著しく損なった。また、この行為を主導した者は、他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業者が当該不正行為により取消処分を受けている。
		③人員基準違反	常勤専従の管理者を配置していなかった。また、事業所において常勤で配置すべきサービス提供責任者について、事業所に出勤できない者を配置しているものとして届出をしていた。

③	サービス種別	訪問看護	
	処分事由	①人員基準違反	新規指定時から監査着手時までの間、継続して管理者を配置していなかった。
		②不正の手段による指定	新規指定申請において、実際には当該事業所において勤務することができない者の名義を本人に無断で使用し、常勤の管理者として記載した「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を市に提出し、不正の手段により指定を受けた。
		③不正又は著しく不当な行為	変更届出書において、実際には当該事業所において勤務することができない者の名義を本人に無断で使用し、変更後の常勤の管理者として市に虚偽の届出を提出した。

④	サービス種別	地域密着型通所介護	
	処分事由	①不正請求	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っているにもかかわらず、人員基準減算を行うことなく介護給付費を不正に請求した。 ・指定を受けた場所ではなく、関連施設である住宅型有料老人ホームで通所介護に類似するサービスを提供していたにもかかわらず、指定を受けた場所で提供していたものとして、不正に介護報酬を請求した。 ・算定要件を満たしていないにもかかわらず、下記加算を不正に請求した。 <ul style="list-style-type: none"> ①個別機能訓練加算②口腔機能向上加算③選択的サービス複数実施加算 ④サービス提供体制強化加算 ⑤介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
		②虚偽報告	勤務実績のない看護職員について、従事していたとする虚偽の勤務表を提出した。
		③虚偽答弁	監査の際、勤務実績のない看護職員について「勤務していた」と虚偽の答弁を行った。

⑤	サービス種別	通所介護	
	処分事由	①不正請求	居宅サービス計画に基づくサービス提供が実施されていない日や、サービス提供時間が著しく短いことがあったにもかかわらず、計画どおり7時間以上8時間未満の介護報酬を請求し、受領していた。
		②虚偽報告	居宅サービス計画に基づくサービス提供が実施されていない日や、サービス提供時間が著しく短いことがあったにもかかわらず、計画どおりサービスを実施したとする虚偽の業務日誌を作成し、提出した。
		③虚偽答弁	居宅サービス計画に基づくサービス提供が実施されていない日や、サービス提供時間が著しく短いことがあったにもかかわらず、監査時における代表者へのヒアリングにおいて、計画どおり7時間以上8時間未満のサービスを実施していた旨、虚偽の答弁を行った。
		④運営基準違反	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程で定める営業時間が遵守されていなかった。 ・認知症介護基礎研修の未受講者を介護職員として配置するなど従業者の勤務体制が適切に確保されていなかった。 ・通所介護が計画されていない日にもかかわらず、法人の都合により、有料老人ホームの入居者全員をデイサービスへ連れ出すことが常態化していた。
		⑤人員基準違反	生活相談員が、サービス提供時間に応じて配置されていなかった。

⑥	サービス種別	居宅介護支援	
	処分事由	①不正請求	市条例で定める居宅介護支援事業の運営に関する基準に違反した事例（アセスメントの未実施、サービス担当者会議の未実施、モニタリングの未実施又は未記録）が多数認められた。このような場合、事業者は介護報酬（居宅介護サービス計画費）を請求するにあたり、所要の運営基準減算をすべきところ、当該減算を行わずに介護報酬を不正に請求し、受領した。

2 指定の全部効力停止案件

①	サービス種別	訪問介護	【停止期間】 3か月間
	処分事由	①不正請求	下記②により作成されたサービスの提供の記録に基づいて介護給付費を不正に請求し受領した。
		②運営基準違反	提供実績のないサービス提供記録を作成した。（同一職員の提供時間の重複、職員の勤務シフト時間外の提供時間の提供記録が多数見られた。）同法人内の別施設で勤務する職員の名前で提供実績のないサービス提供記録を作成した。また、この辻褄を合わせるため、勤務の予定がない職員を勤務表に記載し勤務実績を記録した。
②	サービス種別	特定福祉用具販売	【停止期間】 3か月間
	処分事由	①不正又は著しく不当な行為	利用者への特定福祉用具の納品の実態がないにもかかわらず、納品したもとして介護保険給付支給申請を行い、不正に居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を受領した。

3 指定の一部効力停止案件

①	サービス種別	介護老人保健施設	【停止期間】 許可・指定の一部効力の停止 6か月間
	処分事由	①人格尊重義務違反	<ul style="list-style-type: none"> 適切な手続きなく、前方のテーブルと後方の壁で、椅子ごと入所者A、入所者Bを挟み、立ち上がりによる転倒を防ぐため「身体的拘束」を行っていた。 適切な手続きなく、自力で脱衣できないよう、コルセットや紐付きの上着を入所者B、入所者C、入所者D、入所者Eに着用させ、ズボンの中に手を入れて便を触る行為を防ぐため「身体的拘束」を行っていた。 適切な手続きなく、自力で離床等できないよう、入所者Fのベッドの四方を柵で囲む「身体的拘束」を行っていた。 適切な手続きなく、ナースコールによる呼び出しが頻回であった入所者Fのナースコール設備を取り外す「ネグレクト」を行っていた。 入所者に対し「死ぬ」や「うるさい」と暴言を発する「心理的虐待」を行っていた。
②	サービス種別	短期入所生活介護	【停止期間】 新規利用者の受入停止（3か月間）及び報酬支払額の制限（減額）7割（3か月間）
	処分事由	①人格尊重義務違反	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護では利用者を1週間に2回以上入浴させなければならないところ、8か月間において、延べ152人（実人数47人）の入浴回数が不足し、不足回数は計568回と認められた。入浴回数不足は高齢者虐待（介護・世話の放棄・放任）に該当し、事業所職員の退職や休職が相次いだことを要因とし入浴回数不足を解消できない一方で、利用者は満床まで受け入れを続けたことは、事業者求められる人格尊重義務に違反する。
③	サービス種別	認知症対応型共同生活介護	【停止期間】 新規利用者受入停止 3か月間
	処分事由	①人格尊重義務違反	顔面を2回殴打、頬及び耳をつねる、無理やり押さえつける等、明らかに生命・身体の安全への重大な影響を及ぼす虐待行為があった。

④	サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【停止期間】3か月間（新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限を7割に制限）
	処分事由	①不正請求	届出している所在地と異なる住宅型有料老人ホーム内で運営を行い、当該有料老人ホームに居住する利用者に対してサービスを提供していたにもかかわらず、同一建物減算を適用せずに不正に介護報酬を請求し、受領した。
⑤	サービス種別	特定施設入居者生活介護	【停止期間】新規利用者の受入停止1か月間
	処分事由	①人格尊重義務違反	当該事業所の従業員1名が入所者1名から、また、別の従業員1名が入所者3名から居室にあった現金を盗んだ。
⑥	サービス種別	介護老人福祉施設	【停止期間】新規利用者の受入停止3か月間
	処分事由	①不正請求	看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて配置されていなかったにもかかわらず、看護職員人員基準欠如減算を行わずに介護報酬請求を行った。